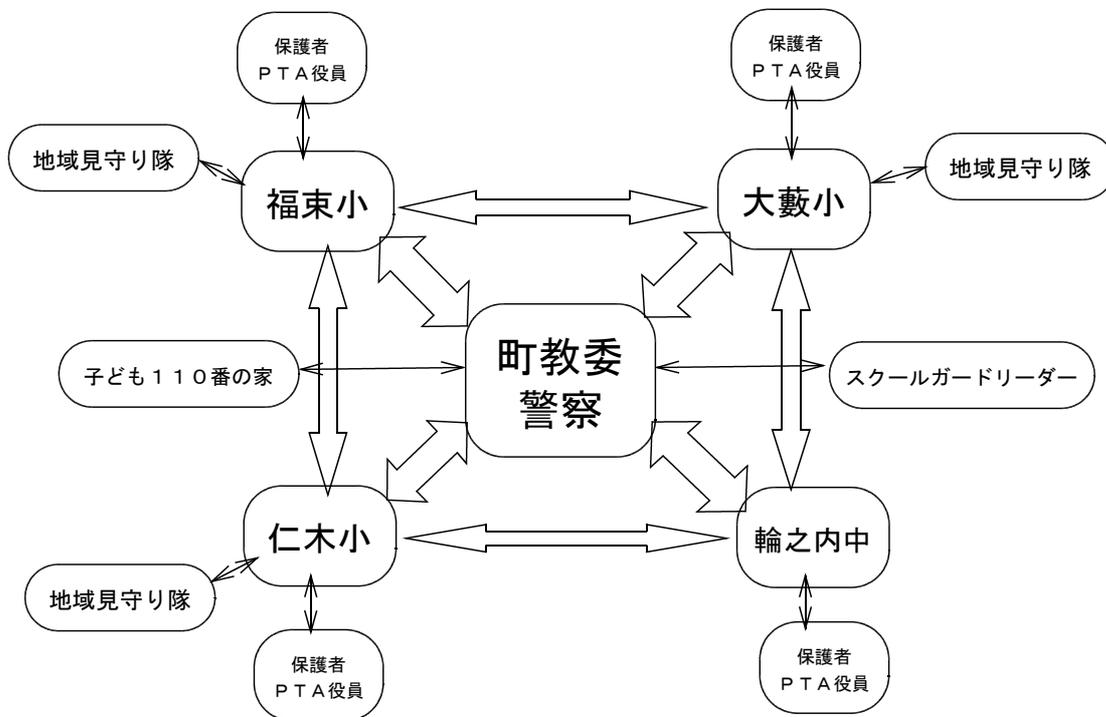


# 不審者情報等に関する対応について

輪之内町教育委員会

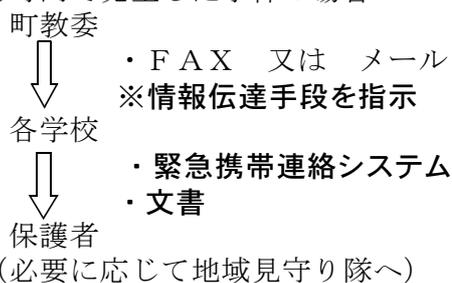
輪之内町安全安心ネットワーク（学校・保護者・地域住民間の情報共有，連携）



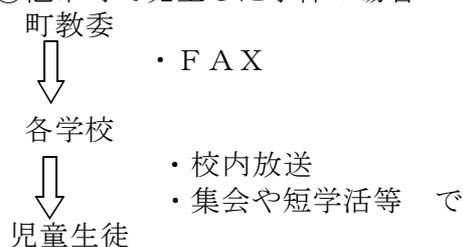
## 不審者情報の伝達方法

### 1. 警察署や地域住民等から町教委へ不審者情報が寄せられたとき

#### ①町内で発生した事件の場合



#### ②他市町で発生した事件の場合



☆重大な事案については町の同報無線により全住民に注意を呼びかける。

### 2. 保護者や地域住民から学校へ不審者情報が寄せられたとき

#### <指導・処置>

- ① 「学校からも連絡しますが，保護者からも警察に連絡して下さい。」と警察との連携を迅速に図る。
- ② 通報を受けた教師は，ただちに校長（教頭）へ連絡する。
- ③ 校長（教頭）は，教育委員会へ第一報を入れる。
- ④ 他の学校及び教育委員会へ fax（別紙）を流す。
- ⑤ 町内であれば，すぐ等で保護者に知らせる。  
町外については，教育委員会の指示で知らせる。
- ⑥ 後日「不審者情報」で保護者に知らせる。